

**平成 22 年第 1 回与論町議会臨時会**  
**与論町議会会議録**

**平成 22 年 2 月 15 日**

**与 論 町 議 会**

平成 22 年第 1 回与論町議会臨時会

第 1 日

平成 22 年 2 月 15 日

## 平成22年第1回与論町議会臨時会会議録

平成22年2月15日（月曜日）午前9時20分開会

### 1 議事日程（第1号）

開議の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第7号）

### 2 出席議員（12人）

1番	川 村 武 俊 君	2番	林 隆 寿 君
3番	供 利 泰 伸 君	4番	福 地 元一郎 君
5番	喜 山 康 三 君	6番	本 畑 敏 雄 君
7番	坂 元 克 英 君	8番	喜 村 政 吉 君
9番	野 口 靖 夫 君	10番	麓 才 良 君
11番	大 田 英 勝 君	12番	町 田 末 吉 君

### 3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

### 4 地方自治法第121条による出席者（6人）

町 長	南 政 吾 君	教 育 長	田 中 國 重 君
総務企画課長	元 井 勝 彦 君	産業振興課長	鬼 塚 寿 文 君
建設課長	高 田 豊 繁 君	教委事務局長	野 田 俊 成 君

### 5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書 記 林 孝 德 君

開会 午前9時20分

○

○議長（町田末吉君） ただいまから、平成22年第1回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番福地元一郎君、9番野口靖夫君を、指名します。

○

### 日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

○

### 日程第3 議案第1号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第1号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第7号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第1号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

国において、平成21年12月8日に閣議決定された「明日の安全と成長のための緊急経済対策」の趣旨に沿った「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の各自治体への第1次交付限度見込額が示されたのを受け、地域の活性化に資するきめ細かなインフラ整備等の速やかかつ着実な実施を図ることを主な目的として、第7号補正予算を提案した次第であります。

補正予算の歳入の主なものとしまして、国の平成21年度第2次補正予算で創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る国庫補助金8,304万2,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしまして、県町村退職手当組合負担金特別負担金に1,231万9,000円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、農林水産業費耕地費に農道舗装工事及び排水路・ため池安全対策工事関係で2,430万円、土木費町道改良費に町道北与毛田線改良舗装工事及び船倉茶花線交差点改良工事関係で3,072万円、教育費保健体育費に町総合運動場第2グラウンドの高度利用化のために計画しておりますテニスコート及びゲートボール施設等の整備費関係で3,048万円を計上しております。

歳入歳出予算それぞれ1億73万9,000円を追加し、一般会計予算総額40億6,975万5,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 9番

○9番（野口靖夫君） 公共工事については大体分かれますが、総務課長にその場所を示していただければもっと分かりやすく審議できると思うのですが。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） それぞれの場所につきましては、担当の方から説明をいたします。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課（鬼塚寿文君） それでは、6款から場所の御説明をいたします。

工事請負費の農道舗装工奄水地区については、民族村の直近の北側です。ここは以前に要望書なども出ている所で、畠総の第2真正地区で取り込めなかつた区間の70m間を改良舗装する計画です。

それから立花地区の場所ですが、茶花のヒロ屋の近くにあるコイン給水器の南側です。立花地区の野口さんがよく里芋を作っている畠のそばにある農道で、そこが凸凹しているため、いつも水溜まりができるということなので、延長170mを計画しています。

それから、賀義野地区ですが、平成19年度に完了した畠総の賀義野地区の幹線道路が未舗装のまま残されているので、延長にして650mの舗装をしたいと計画しています。

それから、排水路・ため池安全対策工ですが、古里地区の平田敏秀さんの所からクズレに向かっていく幹線排水路のそばにガードレールを設置して、延長で220m程度を計画しています。

それから、琴平神社の下にあるヒグチ溜池ですが、ネットフェンスが腐食しているため、倒壊しそうな所の約160m間を取り替えたいと計画しています。

外に、用地購入費の補償費は奄水地区の分でございます。以上です。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） それでは、8款の土木費から御説明を申し上げます。

8ページの項2の町道改良費の内容は、町道北与毛田線と町道船倉茶花線ですが、町道北与毛田線については、今度、役場周辺の交差点改良事業により防災センターと水道課と環境課を建て替えるため、その代替施設を役場の南側にある児童公園の所で調整をしています。その場所に消防車庫と公用車庫、それから環境課と水道課の移転を計画していますが、それに係る予算については解決して既に設計委託に入っています。

この整備に伴いまして、風車前から入ってパチンコ屋の南側にいたんクランク状に曲がりまして、昔、順という飲み屋があった銀座通りに至るまでを計画しています。特に、このルートについては、マラソンのスタート地点付近から銀座通りまでが直通のため、海風による砂が直接舞い込んでくるとのことで、地元が非常に危惧していた関係から、クランク状にすることとしています。そのような形にすることにより、海からの塩害や砂などを防ぐことができると考えています。

この場所は、かねてから要望がありましたが、普通の事業ではなかなかできないということで、今回計上させていただきました。

次に、町道の船倉茶花線についてですが、茶花小に行く県道と高校に行く町道の分かれ目に雑貨屋さんがありますが、これまでに町道の隅切りといった対策がなされていない関係で、そのT字路の角度が悪く、きび車などの大型車両の交通が不便になっています。

さらに、そこには横断歩道がありますが、園児・児童等の横断に際して歩行者の待機場所もないため、非常に危険です。このT字路を改修することによって、交通安全の確保を図っていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 教委事務局長。

○教委事務局長（野田俊成君） 教育委員会関係の事業を御説明いたします。事業箇所は補助グラウンドです。

今現在、補助グラウンドは、パークゴルフやスポーツ少年団の野球などで使っていますが、今回素晴らしい事業が導入できるということで、先般、1月20日に関係団体であるゲートボール協会、グラウンドゴルフ協会、テニス連盟、野球連盟、ゴルフ協会の代表にお集まりいただきて、いろいろな角度から補助グラウンドの利用についての御意見を頂戴し、検討させていただきました。

その結果、ダイヤモンドだけを残して、外の部分にクレイ舗装を中心としたテニスコート3面のほか、グラウンドゴルフ場とゲートボール場を整備することにしました。テニスコートについては、多目的屋内運動場の4面と今回整備する3面を含めて7面になるので、今後、奄中総体やテニス大会などを誘致することが可能となり、いろいろな面で価値のある利用展開ができるものと考え、今回の100%の補助事業で整備したいと計画いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 言葉では大体分かりました。そこで総務課長へのお願ひですが、後で図面にして配っていただけませんか。私はこの事業に関しては素晴らしい事業だと思っていますし反対はしません。大賛成です。

ただし、みんなが分かりやすいように、図面に線を引いて配っていただけませんか。どうですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 了解いたしました。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） この事業は、何を基準にして配分されるのか。

例えば人口とか、いろいろな交付税の査定とかがありますが、どういうものを基準にして、このきめ細かな臨時交付金というのは配分されているのか。

それともう1点は、国から使途について制約があるのか。あるいは地域独自で、公共事業以外のソフト面にも自由に使えるものなのか。その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） その算定方法につきましては、都道府県分と市町村分がございまして、都道府県分が1,800億円、市町村分が2,700億円となっています。

本町分につきましては、地方再生対策費算定額×調整率+人口1人当たりの単価×人口×段階補正-財源超過額に、財源補正と割増係数等をかけて算定した額で約8,300万円になります。

使途につきましては、地元の中小企業、零細業者等が受注できるようなきめ細かなインフラ整備に充てることとなっており、きめ細かな事業とは、小規模なインフラ整備を想定しています。地元の中小企業に仕事が行き渡るような、景気対策の面も多分にあるものと考えています。

○8番（喜村政吉君） 分かったようで分からぬ感じもします。きめ細かなと言われてパッと受ける印象は、自由に何にでも使えるような感じですが、今までに補正で出されている交付金事業の内容は、大体が公共事業に使われており、これをインフラ整備と言われているわけです。

政権が代わって「コンクリートから人へ」と言われているように、補助金から交付金化していくと、その地域の自由な発想によって使われていきます。

例えば、奄振でも次年度からはそういう方向に半分ぐらいはなっていくということになりますので、そういう視点からも今後どのようにして地域を活性化していくかについては、従来の公共事業面からの発想ももちろん必要ですし、大事なことではありますが、それ以上にソフト面の充実が必要ではないかということで、質問しているわけです。

今後の奄振予算などを考えた場合、我がまちの政策立案能力がものすごく問われてくると思います。そういう意味では、次の奄振の交付金配分や予算獲得に向けて、行政側も是非今のうちから意識を改革して、自由な視点で地域貢献的発想を持っていただきたいと思いますし、我々議会もそのように頑張っていく必要があるのではないかということで申し上げたわけです。

先ほどの算定基準を聞くだけでは分からぬ部分もありますので、委員会のときにでも資料を出していただき、具体的な説明をよろしくお願い申し上げたいと思います。終わります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 8ページ、全編的にお聞きしますが、今、喜村議員から質問があつたきめ細かな臨時交付金事業についてですが、きめ細かなとはどういう意味で交付されたのか非常に分かりづらいところがあります。

今の総務企画課長の説明では、中小・零細の方々の経済対策を中心にしていう形で説明されていますが、9ページの補償金の内容だと、町道北与毛田線500万円と町道船倉茶花線1,236万3,000円となっており、その合計1,700万円余りが補償金で消えてなくなるわけです。これで果たして経済の活性化に貢献すると言えるのか。事業の善し悪しは別として、この事業の必要性は認めますが、もっと零細・中小企業の方々に仕事を分け与えることを考えた場合、この事業の趣旨から考えても高額な補償金に充てた形にするというのは、少し問題ではないかと思うのですが。全般的に予算の編成を見ても、今までの一般会計予算の編成の仕方・内容と特段変わった様子もないし、私には特別にきめ細かな形には見受けられない。もう少しその辺についての配慮が必要ではなかつたかと思います。

例えば、与論病院に行く途中の道の側溝が非常に危険だと指摘されている所や、町敏文さんの所から下って来る坂と県道との境界で転倒事故があった所、更には私の家の近くの品覇の三叉路などに、安全対策の意味でのきめ細かな事業を御検討いただけたら、非常に良かったのではないかと私は思います。

それから、9ページのテニスコート及びゲートボール場の件ですが、こうい

う御時世で、これ以上こういう形の施設を造るということに対して、特にゲートボールに関しては、町民から非常にお叱りを受けております。那間こども園の横に作ったゲートボール場に関しても、本当にこれが必要かということで、町民からも指摘を受けていますし、この辺の在り方についても、検討する必要があるのではないか。この事業でも2,800万円です。

もっと、中小・零細業者の方々への路肩の補修だとか、安全対策、道路の小さな補修とか、私はまだまだたくさん小さな仕事はあると思いますので、もう少しこの辺への配慮がもっと欲しかったというのが、私の率直な気持ちでございます。

具体的にお聞きしますが、この補償金の町道北与毛田線の500万円と町道船倉茶花線の1,236万3,000円の内訳はどうなっていますか。

また、用地購入費の内訳や坪数はどのくらいのものなのか。その辺について詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 9ページの補償費について御説明を申し上げます。これは飽くまでも予算が通過した後にしか交渉には入れないわけですが、一応、予測といたしまして、北与毛田線については、このコースでいきますと、風車の所から上がっていきまして、パチンコ屋の所からまず右に曲がります。そうすると右側に県の家畜関係の跡地が在り、次に町営住宅の所から左に下ります。そこに旧旅館か民宿がありますが、その辺りの補償費を予定しています。

次に船倉・茶花線ですが、御存知のとおり、これまでびび車が何回も引っかいた所がある雑貨屋さんの補償費です。

それから用地費についてですが、金額をここで申し上げてよろしいのかなという気がしますが・・・。与論島の中心市街地である茶花地区につきましては、財務省から従来の路線価というものが示されていたこともあり、それを参考にして、それを上回らない、それに準じた形での予定をしています。具体的な単価につきましては、この場では控えさせていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これの坪当たりの単価も公表できないのですか。それから、補償金の内訳ですが、これは建物分なのか。その建物の坪数だとか・・・。それから以前民宿をされていた所の補償費となっていますが、ここは建物としての価値も今では相当き損されていると言いますか、そういう状況にあるのにどの程度の補償なのか。それについての公表はできないのですか。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） 9ページの補償金につきましては、基本的には積み上げていくわけですが、飽くまでも相手に承諾していただくというのが基本になっています。今の議員からの御指摘は、やや高いのではないかというニュアンスで聞こえたのですが、その金額につきましては、今の時点で明確に出せるわけではなくて、飽くまでも相手との交渉や細部にわたる調査も予算通過後にしかできないので、概算でしか今のところは算定していません。

それから、先ほど御説明したのですが、単価につきましては、路線価を標準にして算定します。面積についても、これから測量して具体的に面積を出した後で確定するわけです。飽くまでも承諾を得た後でなければ、測量もできない

ということです。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私の方からもちよつと申し上げたいと思います。

先ほど議員さんがおっしゃいました安全面ということについてですが、与論の道路を考えた時に、船倉茶花線の交差点のT字路の問題は、最初から何とかしてほしいという町民の声が最もあった所です。何とか県にお願いして、町の金を使わない形で、役場前の交差点の後、次は向こうをお願いしようという段取りで、いろいろな角度から県に対してモーションをかけてきました。

ところが、道路工事は一切難しいという時代になりました、県としても無理だというニュアンスになりました。

この事業を機会に、今まで待ちに待ったと言いますか、最も問題になっていた所を解消しなければならないということで、決定したわけです。

今までできなかった原因に、補償の問題がありました。町としてはできるだけ補償費はみないで、道路工事費だけという考え方をずっとしてきたものですから、ほとんど手が付けられなかつたのですが、今回は思い切って何とかお願いしたいということあります。

それから、北与毛田線の件についてですが、今度の交差点改良で消防車を役場の裏側に移す計画をしてございます。今の状態では、すぐ隣の銀座通りで火事が発生しても消防車が全然入れないため、ずっと回って来なければ入れないのです。

また、以前から銀座通りの方々から陳情があり、今の直行の道では海風による砂などの被害が非常に大きいということから、先ほど課長が説明したとおりの道に変えていただきたいという要望がありました。

ここだけではなく、前々からいろいろな道路を検討してきましたが、特に防災面を考えた上で、今回の補償はやむを得ないということで、決断させていただいたわけです。

これを機会に、ここを大きくして即対応ができるような体制をとりたいと考えています。

それから、教育委員会関係のことについては、既にあるものに少し手を加えてより多くの活用ができるような体制を整えたいと考え、決定したわけあります。改めて造るということではなく、あるものに少し手を加えて、更に活用ができるようにしていきたいという考え方で、計画させていただきました。

農道についても、今後考えていかなければならぬと思っています。以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第7号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

----- ○ -----

閉会 午前9時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田 末吉

与論町議会議員 福地元一郎

与論町議会議員 野口 靖夫